

損失額の計算例

【設例1】

- 1 私（関信 太郎）は50歳の会社員です（住所：三条市□□町4-5-1）。
- 2 家族は妻、子供2人（19歳と16歳）で全員同居しており、また、いずれも収入はありません。

新潟・福島集中豪雨における被害の状況は次のとおりです。

- (1) 住宅の状況 水害により全壊
 - ・ 平成2年10月2,000万円で取得（所有期間13年10月）
木造2階建（耐用年数33年）、床面積146㎡
 - ・ 保険による補てん金 300万円
- (2) 家財の状況 水害により全損
- (3) 自家用車の状況 屋根まで水に浸り使用不可能となったため廃車
 - ・ 専ら通勤用として使用
 - ・ 平成13年1月250万円で取得（所有期間3年7月）
排気量2,000ccの乗用車（耐用年数9年）
 - ・ 保険による補てん金 100万円

《回答》

1 住宅に対する損失額

$$\begin{aligned} & 20,000,000 \text{ 円} \times 0.9 \times 0.031 \text{ (減価償却率)} \times 14 \text{ 年 (経過年数)} = 7,812,000 \text{ 円} \\ & 20,000,000 \text{ 円} - 7,812,000 \text{ 円} = 12,188,000 \text{ 円 (被災直前の時価)} \\ & 12,188,000 \text{ 円} \times 100\% \text{ (被害割合)} - 3,000,000 \text{ 円 (保険金)} = \underline{9,188,000 \text{ 円}} \end{aligned}$$

2 家財に対する損失額（取得年月及び取得価額不明）

家族構成別家財評価額により計算

$$11,500,000 \text{ 円} + (1,300,000 \text{ 円} + 800,000 \text{ 円}) \times 100\% \text{ (被害割合)} = \underline{13,600,000 \text{ 円}}$$

3 自家用車に対する損失額

$$\begin{aligned} & 2,500,000 \text{ 円} \times 0.9 \times 0.111 \text{ (減価償却率)} \times 4 \text{ 年 (経過年数)} = 999,000 \text{ 円} \\ & 2,500,000 \text{ 円} - 999,000 = 1,501,000 \text{ 円 (被災直前の時価)} \\ & 1,501,000 \text{ 円} \times 100\% \text{ (被害割合)} - 1,000,000 \text{ 円 (保険金)} = \underline{501,000 \text{ 円}} \end{aligned}$$

4 損失額の合計

$$9,188,000 \text{ 円} + 13,600,000 \text{ 円} + 501,000 \text{ 円} = \underline{23,289,000 \text{ 円}}$$

【設例1の記載例】

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

三 条 税務署長

住 所 三条市□□町4-5-1

氏 名 関信 太郎

災害年月日	16・7・13	災害の区分	集中豪雨						
住宅の区分	平屋・ <u>二階建</u> ・その他()	住宅の構造	<u>木造</u> ・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造	住宅の取得年月	平2年10月				
住宅の床面積	146㎡	被害の区分	<u>全壊</u> ・流出・埋没・倒壊・半壊・一部破損・床上浸水	cm	浸水時間	時間	土砂(海水)の流入	有・ <u>無</u>	

住 宅 ・ 家 財 等 の 損 失 額 の 計 算				
1	住 宅 の 種 類		木造二階建	
住 宅 の 損 失 額	(1) 取得価額が明らかな場合 住宅の取得価額	①	20,000,000円	円
	(2) (1) 以外の場合 1㎡当たりの工事費用×総床面積	②	_____千円/㎡×_____㎡ =_____円	_____千円/㎡×_____㎡ =_____円
	(①・②)×0.9×償却率×経過年数	③	7,812,000	
	被災直前の時価相当額((①・②)-③)	④	12,188,000	
	損害額(④×被害割合)	⑤	12,188,000	
	保険金などで補てんされる金額	⑥	3,000,000	
	差引損失額(⑤-⑥)	⑦	9,188,000	
2	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額(別紙から転記)		⑧	円
家 財 の 損 失 額	(2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢50歳： <u>夫婦</u> ・独身)	⑨	11,500,000円	
	(1) 以外の 場合	⑩	生計を一にする親族による加算額 大人(18歳以上の者)1人につき1,300,000円 子供(18歳未満の者)1人につき800,000円	
			大人 1,300,000円× <u>1</u> 人= <u>1,300,000</u> 円 子供 800,000円× <u>1</u> 人= <u>800,000</u> 円 計 <u>2,100,000</u> 円	
	被災直前の時価相当額(⑨+⑩)	⑪	13,600,000円	
	損害額((⑧・⑪)×被害割合)	⑫	13,600,000	
損 失 額	保険金などで補てんされる金額	⑬	0	
	差引損失額(⑫-⑬)	⑭	13,600,000	
3	普 通 ・ 軽 の 区 分		<u>普 通</u> ・ 軽	普 通 ・ 軽
車 輛 の 損 失 額	取 得 年 月		13年1月	年 月
	車 輛 の 取 得 価 額	⑮	2,500,000円	円
	⑮×0.9×償却率×経過年数	⑯	999,000	
	被災直前の時価相当額(⑮-⑯)	⑰	1,501,000	
	損害額(⑰×被害割合)	⑱	1,501,000	
	保険金などで補てんされる金額	⑲	1,000,000	
	差引損失額(⑱-⑲)	⑳	501,000	
損 失 額 の 合 計 (⑦+⑭+㉑)		㉑	23,289,000	

【設例2】

- 1 私は（三条 一夫）39歳の会社員です（住所：三条市〇〇町1-2-3）。
- 2 家族は、妻、長男（13歳）の3人家族ですが、私以外に収入はありません。
- 3 新潟・福島集中豪雨による被害の状況は、次のとおりです。
 - (1) 住宅の状況 30時間にわたり床上60cmの浸水被害、土砂流入有
 - ・ 平成元年8月新築したが取得価額不明（所有期間15年）
木造二階建（耐用年数33年）、床面積130㎡
 - ・ 保険による補てん金 200万円
 - (2) 家財の状況 住宅の状況に同じ
 - ・ 保険による補てん金 100万円
 - (3) 自家用車の状況 水に浸り使用不可能となったため廃車
 - ・ 専ら通勤用として使用
 - ・ 平成11年1月180万円で取得（所有期間5年7月）
排気量2,000ccの乗用車（耐用年数9年）
 - ・ 保険による補てん金 50万円

《回 答》

- 1 住宅に対する損失額（取得価額不明）
地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）により計算
 $146,000 \text{ 円} (1 \text{ ㎡当たりの工事費用}) \times 130 \text{ ㎡} (\text{床面積}) = 18,980,000 \text{ 円}$
 $18,980,000 \text{ 円} \times 0.9 \times 0.031 (\text{減価償却率}) \times 15 \text{ 年} (\text{経過年数}) = 7,943,130 \text{ 円}$
 $18,980,000 \text{ 円} - 7,943,130 \text{ 円} = 11,036,870 \text{ 円} (\text{被災直前の時価})$
 $11,036,870 \text{ 円} \times 60\% (\text{被害割合}) - 2,000,000 \text{ 円} (\text{保険金}) = \underline{4,622,122 \text{ 円}}$
* 被害割合60%は、床上50cm以上1m未満の浸水の被害割合30%に、土砂流入15%及び長期浸水（24時間以上）の場合の15%を加算したものです。
- 2 家財に対する損害額
家族構成別家財評価額により計算
 $(8,000,000 \text{ 円} + 800,000 \text{ 円}) \times 85\% (\text{被害割合}) - 1,000,000 \text{ 円} (\text{保険金}) = \underline{6,480,000 \text{ 円}}$
* 被害割合85%は、床上50cm以上1m未満の浸水の被害割合55%に、土砂流入15%及び長期浸水（24時間以上）の場合の15%を加算したものです。
- 3 自家用車に対する損失額
 $1,800,000 \text{ 円} \times 0.9 \times 0.111 (\text{減価償却率}) \times 6 \text{ 年} (\text{経過年数}) = 1,078,920 \text{ 円}$
 $1,800,000 \text{ 円} - 1,078,920 = 721,080 \text{ 円} (\text{被災直前の時価})$
 $721,080 \text{ 円} \times 100\% (\text{被害割合}) - 500,000 \text{ 円} = \underline{221,080 \text{ 円}}$
- 4 損失額の合計
 $4,622,122 \text{ 円} + 6,480,000 \text{ 円} + 221,080 \text{ 円} = \underline{11,323,202 \text{ 円}}$

【設例2の記載例】

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

三 条 税務署長

住 所 三条市〇〇町1-2-3

氏 名 三条 一夫

災害年月日	16・7・13	災害の区分	集中豪雨						
住宅の区分	平屋・ <u>二階建</u> ・その他()	住宅の構造	<u>木造</u> ・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造	住宅の取得年月	平元年8月				
住宅の床面積	130 m ²	被害の区分	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊・一部破損・ <u>床上浸水</u> 60 cm	浸水時間	30時間	土砂(海水)の流入	☒ 有・無		

住 宅 ・ 家 財 等 の 損 失 額 の 計 算				
1	住 宅 の 種 類		木造二階建	
住 宅 の 損 失 額	(1) 取得価額が明らかな場合 住宅の取得価額	①	円	円
	(2) (1) 以外 の 場 合 1㎡当たりの工事費用×総床面積	②	$\frac{146 \text{ 千円/㎡} \times 130 \text{ ㎡}}{= 18,980,000 \text{ 円}}$	$\frac{\text{ } \text{千円/㎡} \times \text{ } \text{㎡}}{= \text{ } \text{円}}$
	(①・②)×0.9×償却率×経過年数	③	7,943,130	
	被災直前の時価相当額((①・②)-③)	④	11,036,870	
	損 害 額 (④ × 被 害 割 合)	⑤	6,622,122	
	保 険 金 な ど で 補 て ん さ れ る 金 額	⑥	2,000,000	
	差 引 損 失 額 (⑤ - ⑥)	⑦	4,622,122	
2	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額(別紙から転記)		⑧	円
家 財 の 損 失 額	(2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢 39 歳 : <u>夫婦</u> ・独身)	⑨	8,000,000 円	
	(1) 以外 の 場 合 生計を一にする親族による加算額 大人(18歳以上の者)1人につき1,300,000円 子供(18歳未満の者)1人につき 800,000円	⑩	大人 1,300,000 円 × <u> </u> 人 = <u> </u> 円 子供 800,000 円 × <u>1</u> 人 = <u>800,000</u> 円 計 <u>800,000</u> 円	
	被災直前の時価相当額(⑨+⑩)	⑪	8,800,000 円	
	損 害 額 ((⑧ ・ ⑪) × 被 害 割 合)	⑫	7,480,000	
	保 険 金 な ど で 補 て ん さ れ る 金 額	⑬	1,000,000	
	差 引 損 失 額 (⑫ - ⑬)	⑭	6,480,000	
3	普 通 ・ 軽 の 区 分		<u>普 通</u> ・ 軽	普 通 ・ 軽
車 輦 の 損 失 額	取 得 年 月		11 年 1 月	年 月
	車 輦 の 取 得 価 額	⑮	1,800,000 円	円
	⑮×0.9×償却率×経過年数	⑯	1,078,920	
	被災直前の時価相当額(⑮-⑯)	⑰	721,080	
	損 害 額 (⑰ × 被 害 割 合)	⑱	721,080	
	保 険 金 な ど で 補 て ん さ れ る 金 額	⑲	500,000	
	差 引 損 失 額 (⑱ - ⑲)	⑳	221,080	
損 失 額 の 合 計 (⑦ + ⑭ + ㉔)		㉔	11,323,202	

【設例3】

- 1 私は（小千谷 三夫）55歳の会社員です（住所：小千谷市〇〇町1-2-3）。
- 2 家族は、妻と長女（20歳）の3人家族ですが、私以外に収入はありません。なお、長女は私の扶養家族になっていますが、2年前から東京の大学に通うため、さいたま市のアパートで一人暮らしをしています。
- 3 新潟県中越地震による被害の状況は、次のとおりです。
 - (1) 住宅の状況 半壊
 - ・ 昭和62年8月取得したが取得価額不明（所有期間17年3月）
鉄骨鉄筋コンクリート造2階建（耐用年数70年）
床面積 140㎡
 - (2) 家財の状況 住宅に同じ（半壊）
 - (3) 自家用車の状況 倒木により損壊し全損
 - ・ 専ら通勤用として使用
 - ・ 平成13年8月に平成9年式の中古車を100万円で取得
（所有期間3年3月）
排気量2,000ccの乗用車
 - ・ 保険による補てん金 20万円

《回答》

- 1 住宅に対する損害額
地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）により計算
 $165,000 \text{ 円} (1 \text{ ㎡当たりの工事費用}) \times 140 \text{ ㎡} (\text{床面積}) = 23,100,000 \text{ 円}$
 $23,100,000 \text{ 円} \times 0.9 \times 0.015 (\text{減価償却率}) \times 17 \text{ 年} (\text{経過年数}) = 5,301,450 \text{ 円}$
 $23,100,000 \text{ 円} - 5,301,450 \text{ 円} = 17,798,550 \text{ 円} (\text{被災直前の時価})$
 $17,798,550 \text{ 円} \times 50\% (\text{被害割合}) = \underline{8,899,275 \text{ 円}}$
- 2 家財に対する損害額
家族構成別家財評価額により計算
 $11,500,000 \text{ 円} \times 50\% (\text{被害割合}) = \underline{5,750,000 \text{ 円}}$
* さいたま市のアパートで一人暮らしをしている子供さん（長女）は、その生活基盤がさいたま市にあると判断されることから、親族の数に加えることはできません。
- 3 自家用車に対する損害額
見積耐用年数の計算
 $((6 \text{ 年} (\text{耐用年数}) - 4 \text{ 年} (\text{取得時までの経過年数})) + 4 \text{ 年} (\text{取得時までの経過年数}) \times 20\%) \times 1.5 = 4.2 \text{ 年} \cdots \cdots 4 \text{ 年}$
 $1,000,000 \text{ 円} \times 0.9 \times 0.25 (\text{減価償却率}) \times 3 \text{ 年} (\text{経過年数}) = 675,000 \text{ 円}$
 $1,000,000 \text{ 円} - 675,000 \text{ 円} = 325,000 \text{ 円} (\text{被災直前の時価})$
 $325,000 \text{ 円} \times 100\% (\text{被害割合}) - 200,000 \text{ 円} = \underline{125,000 \text{ 円}}$
- 4 損害額の合計
 $8,899,275 \text{ 円} + 5,750,000 \text{ 円} + 125,000 \text{ 円} (\text{自家用車}) = \underline{14,774,275 \text{ 円}}$

【設例3の記載例】

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

小千谷 税務署長

住 所 小千谷市〇〇町1-2-3

氏 名 小千谷 三夫

災害年月日	16・10・23	災害の区分	地震						
住宅の区分	平屋・ <u>二階建</u> ・その他()	住宅の構造	木造・ <u>鉄骨鉄筋コンクリート</u> ・鉄筋コンクリート・鉄骨造	住宅の取得年月	昭62年8月				
住宅の床面積	140 m ²	被害の区分	全壊・流出・埋没・倒壊・ <u>半壊</u> ・一部破損・床上浸水	cm	浸水時間	時間	土砂(海水)の流入	有・ <u>無</u>	

住 宅 ・ 家 財 等 の 損 失 額 の 計 算				
1	住 宅 の 種 類		鉄骨鉄筋コンクリート二階建	
住 宅 の 損 失 額	(1) 取得価額が明らかな場合 住宅の取得価額	①	円	円
	(2) (1) 以外 の 場 合 1m ² 当たりの工事費用×総床面積	②	$\frac{165 \text{ 千円/m}^2 \times 140 \text{ m}^2}{= 23,100,000 \text{ 円}}$	$\frac{\text{千円/m}^2 \times \text{m}^2}{= \text{円}}$
	(①・②)×0.9×償却率×経過年数	③	5,301,450	
	被災直前の時価相当額((①・②)-③)	④	17,798,550	
	損害額(④×被害割合)	⑤	8,899,275	
	保険金などで補てんされる金額	⑥	0	
	差引損失額(⑤-⑥)	⑦	8,899,275	
2	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額(別紙から転記)		⑧	円
家 財 の 損 失 額	(2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢55歳： <u>夫婦</u> ・独身)	⑨	11,500,000 円	
	(1) 以外 の 場 合 生計を一にする親族による加算額 大人(18歳以上の者)1人につき1,300,000円 子供(18歳未満の者)1人につき800,000円	⑩	大人 1,300,000 円 × 人 = 円 子供 800,000 円 × 人 = 円 計 円	
	被災直前の時価相当額(⑨+⑩)	⑪	11,500,000 円	
	損害額((⑧・⑪)×被害割合)	⑫	5,750,000	
	保険金などで補てんされる金額	⑬	0	
	差引損失額(⑫-⑬)	⑭	5,750,000	
3	普 通 ・ 軽 の 区 分		<u>普 通</u> ・ 軽	普 通 ・ 軽
車 輛 の 損 失 額	取 得 年 月		13 年 8 月	年 月
	車 輛 の 取 得 価 額	⑮	1,000,000 円	円
	⑮×0.9×償却率×経過年数	⑯	675,000	
	被災直前の時価相当額(⑮-⑯)	⑰	325,000	
	損害額(⑰×被害割合)	⑱	325,000	
	保険金などで補てんされる金額	⑲	200,000	
	差引損失額(⑱-⑲)	⑳	125,000	
損 失 額 の 合 計 (⑦+⑭+㉔)		㉔	14,774,275	

災害による指定地域

(1) 新潟県中越地震による災害指定地域

税務署	市町村名	税務署	市町村名
長 岡	長岡市	小千谷	小千谷市
	栃尾市		魚沼市
	古志郡山古志村		南魚沼市
	三島郡越路町		北魚沼郡川口町
	三島郡三島町		南魚沼郡塩沢町
	三島郡与板町	十日町	十日町市
	三島郡和島村		中魚沼郡中里村
	三島郡出雲崎町		中魚沼郡川西町
三 条	見附市		中魚沼郡津南町
	南蒲原郡中之島町	高 田	東頸城郡安塚町
柏 崎	柏崎市		
	刈羽郡小国町		
	刈羽郡西山町		
	刈羽郡刈羽村		

(2) 7月13日水害による災害指定地域

三 条 税 務 署 管 内			
三 条 市		見 附 市	南蒲原郡中之島町
居島	八幡町	熱田町	池之島
一ノ門一丁目	林町一丁目	石地町	上沼新田
一ノ門二丁目	林町二丁目	市野坪町	大口
大野畑	東三条一丁目	今町一丁目	大沼新田
嘉坪川一丁目	東三条二丁目	今町二丁目	押切新田
嘉坪川二丁目	東新保	今町三丁目	思川新田
金子新田	東鱈田	今町四丁目	亀ヶ谷新田
上保内	東本成寺	牛ヶ嶺町	小沼新田
北新保一丁目	本町一丁目	太田町	下沼新田
北新保二丁目	本町二丁目	学校町一丁目	信条南
北中	本町三丁目	学校町二丁目	中条新田
北四日町	本町四丁目	河野町	鶴ヶ曾根
興野一丁目	本町五丁目	葛巻一丁目	中西
興野二丁目	本町六丁目	葛巻二丁目	中之島
興野三丁目	曲渕一丁目	葛巻町	中野東
五明	曲渕二丁目	小栗山町	西野
桜木町	曲渕三丁目	芝野町	猫興野
三竹一丁目	南新保	島切窪町	灰島新田
三竹二丁目	南四日町一丁目	下新町	末宝稲島
島田一丁目	南四日町二丁目	下関町	真弓
島田二丁目	南四日町三丁目	庄川町	
島田三丁目	南四日町四丁目	新町一丁目	
下坂井	由利	新町二丁目	
下保内	横町一丁目	新町三丁目	
条南町	横町二丁目	田井町	
新保	吉田	月見台一丁目	
神明町	四日町	月見台二丁目	
直江町一丁目		椿澤町	
直江町二丁目		名木野町	
直江町三丁目		新潟町	
直江町四丁目		双葉町	
諏訪一丁目		細越一丁目	
諏訪二丁目		細越二丁目	
諏訪三丁目		堀溝町	
田島一丁目		本所二丁目	
田島二丁目		本町二丁目	
塚野目五丁目		本町三丁目	
月岡一丁目		本明町	
月岡二丁目		緑町	
月岡三丁目		南本町一丁目	
月岡四丁目		南本町二丁目	
土場		南本町三丁目	
仲之町		嶺崎一丁目	
西大崎一丁目		嶺崎二丁目	
西中		耳取町	
西本成寺一丁目		宮之原町	
西本成寺二丁目		明晶町	
西本成寺		元町一丁目	
西四日町一丁目		元町二丁目	
西四日町二丁目		柳橋町	
西四日町三丁目		山吉町	
西四日町四丁目			

災害を受けられた方々へ

—— 県税の取扱いについてのお知らせ ——

県では、災害を受けられた方々に対する県税の特例措置として、「申告・納税の期限延長」、「納税の猶予」、「減免」の制度を設けています。

これらの制度の内容や手続など詳しいことは、新潟県長岡地域振興局県税部へおたずねください。

【特例措置の概要】

1 申告・納税の期限延長

災害により、県税に関する申告や申請、納税などを定められた期限までにできないときに、一定の期間、本人の申請により、その期限を延長するものです。

なお、今回の新潟県中越地震に関しては、次に掲げる市町村にお住まいの方や本社又は主たる事務所・事業所が所在する事業者の方が県税の納税者や特別徴収義務者である場合は、その期限が平成16年10月23日以降に到来するものについては、別途告示で定める期日まで本人の申請なしに延長されます。

※延長期限は、今後の余震の状況や復旧の状況等を考慮して決定します。

長岡市、小千谷市、見附市、栃尾市
南蒲原郡中之島町
三島郡（越路町、三島町、与板町、和島村、出雲崎町）
古志郡山古志村
北魚沼郡川口町

2 納税の猶予

建物が災害を受けた場合などで、一時に納税できないと認められるときに、その納税を猶予するものです。